第76回 吹田市個人情報保護審議会

日 時 令和4年4月8日(金) 開会13時55分 閉会15時30分

場 所 吹田市役所 中層棟 4 階 全員協議会室

案 件

1 諮問案件

災害時要援護者避難支援システムに係る個人情報の保護について

【福祉部 福祉総務室】

2 その他

<委員>

(会長) 畠田 健治 (副会長) 河野 和宏 塩路 裕子 瀧澤 廣成 豊永 泰雄 中西 清美 平山 雄一 廣瀬 惠美子 宮前 正利 宮本 修

<実施機関(説明者)>

福祉総務室 (参事)大音 秀則 (主幹) 芦田 宏志 (主査)及川 功 (係員) 唐尾 ありす

<事務局>

市民部 (部長)高田 徳也

市民総務室 (室長) 東田 康司 (参事) 川本 義一 (主幹) 井手本 治夫

(主任) 中島 由美恵

<傍聴者>

無し

諮問案件1 災害時要援護者避難支援システムに係る個人情報の保護について

【福祉部 福祉総務室】

1 諮問内容

(1) 対象業務

災害時要援護者避難支援システムに係る再構築業務

(2) 概要

ア目的

より実効性の高い災害時要援護者避難支援の取組みを進めるために、また、平常時も含めて地域支援組織の取り組みを支援することが可能となるように、主に次のとおりシステムを再構築するものです。

- (ア) 災害時要援護者名簿作成・管理機能の充実 既存の名簿作成・管理機能に加えて、最新データの更新を年 2 回から常時に変更
- (イ) 安否確認一覧表作成・出力機能の追加
- (ウ) 個別避難計画作成及び支援・管理機能の追加

イ 効果

〈災害時〉

- (ア) 最新の要援護者名簿の作成・提供が可能となる。
- (イ) 最新の要援護者情報に基づく安否確認用の一覧表の作成・提供が可能となる。
- (ウ) 管理する個別避難計画の提供(地図情報付き)が可能となる。

〈平常時〉

地域支援組織による要援護者避難支援の取組みを支援する機能に加え、また、支援の 実効性を高めることができるような各種支援が可能となる。

- (ア) 最新の要援護者名簿の作成・提供
- (イ) 最新の要援護者情報に基づく安否確認用の一覧表の作成・提供
- (ウ) 個別避難計画の帳票を提供・作成済みの計画の管理、提供
- (エ) 個別の要援護者の避難支援に供することができる地図情報の提供
- (オ)要援護者避難支援施策を検討する際の参考となる資料の作成(統計情報及び地図情報)

(3) 諮問理由

吹田市個人情報保護条例第 12 条第 1 項及び第 3 項により、審議会の意見を聴く必要があるため。

2 議事要旨(委員からの質問)

委 員: 別紙1「災害時要援護者避難支援システム概要図」の新システム(災害時要援護者

避難支援システム)の安否確認ファイルに登録するデータ項目について、説明してほ しい。

実施機関: 安否確認一覧表の登録内容については、行政内部利用分としては、

①氏名 ②住所 ③生年月日 ④性別 ⑤電話番号 ⑥緊急連絡先及び氏名(続柄) ⑦安否確認状況 ⑧安否確認地域支援団体名及び担当者氏名、連絡先 ⑨生活保護世 帯情報 ⑩担当室課名 となります。

地域支援組織で活用を想定する分としては、

- ①氏名 ②住所 ③生年月日 ④性別 ⑤電話番号 ⑥緊急連絡先及び氏名(続柄) ⑦安否確認状況 ⑧安否確認地域支援団体名及び担当者氏名 となります。
- 委 員: 別紙 1「災害時要援護者避難支援システム概要図」の新システムで新たに保有する 情報の(2)ケアプランまたはサービス等利用計画作成事業者名、作成者名、事業所 連絡先を保有する理由とその保有情報の具体的な運用について、説明してほしい。
- 実施機関: 要援護者をよく知るケアマネジャー(介護支援専門員)や相談支援専門員(障がい者分野)などの福祉専門職による個別避難計画作成にあたり、事業所等と連携していくうえで、必要となります。令和4年度実施予定の個別避難計画作成促進助成事業で活用予定の項目となります。
- 委員: 別紙 1「災害時要援護者避難支援システム概要図」の新システムで新たに保有する情報の(3)要援護者住宅位置(地図)及び(7)避難支援者住宅位置(地図)のGIS等の地図情報の取り込みについて、具体的に説明してほしい。
- 実施機関: 福祉専門職や自主防災組織等の地域支援組織による個別避難計画の作成段階及び作成後において、避難経路や避難場所の検討、また、地域での要援護者避難支援施策を検討するために、要援護者の住宅位置情報や避難支援者の位置情報を GIS (地理情報システム)等により視覚的に確認することができる地図情報の提供が可能となります。また、災害時のリスク等の検討や地域での災害対策の検討にも活用していただけるような地図情報の提供も考えています。

また、地図情報自体は、住基系ネットワーク(SJネットワーク)内で業者が提供する当該情報が入った記録媒体から取り込むことになると考えています。

- 委員: 別紙 2「吹田市災害時要援護者制度について」の「3 制度概要図」の「④個別避難計画書作成」から「⑤個別避難計画提供」までの具体的な運用について、説明してほしい。
- 実施機関: 個別避難計画作成及び提供について、作成及び提供の本人同意あり分については、 福祉専門職や自主防災組織・福祉関係団体等の地域支援組織と市が連携し、要援護者 本人から避難支援の内容や避難経路、避難するにあたっての意向などを聞き取りつつ、 避難支援者とも調整しながら、個別避難計画を作成していきます。

提供については、本人はもちろんのこと、避難支援者など情報共有が必要な地域支

援組織間で個別避難計画を共有することとなります。なお、避難支援者情報について も、情報提供にあたり本人の同意が必要と考えています。

次に、個別避難計画作成及び提供について、作成のみ本人同意ありで提供不同意分については、個別避難計画作成後、個別避難計画は、本人と避難支援者及び市のみが個別避難計画を共有することとなります。災害時には、名簿と同様不同意分も含めて、当該分の個別避難計画を地域支援組織等に提供することとなります。

- 委 員: 災害時要援護者避難支援システム上の個人情報を含むデータの削除について、具体 的に説明をお願いいたします。管理対象外となった要援護者のデータを一定期間保有 する場合は、データの保存期間とデータ削除の方法について、説明してほしい。
- 実施機関: 他のシステム同様、災害時要援護者避難支援システムのデータは、全住民の基礎 データ(識別番号=個人)をベースに、そこから識別番号を元に障がいや介護システ ムなど連携システムから必要な情報を取り込み、要援護者名簿登録対象者のデータベ ースを構築します。システムでの管理対象となるものは、避難支援が必要と回答のあ った同意者及び不同意者、新規対象となった方や支援の要否の意思表示のない未回答 者が管理対象となります。(支援不要者は、管理対象外)

管理対象外となる方は、①死亡された方や市外転出者、②支援不要との回答のあった者となります。②と回答のあった者のデータの保有については、登録内容の全体見直しのタイミング(3年程度)で支援不要と再度回答があった場合に、業者による登録内容の削除等の適切な対応を考えております。なお、支援不要と回答のあったもののうち、再度、支援が必要となった場合は、その際に再度同意確認を含めて、登録作業を行います。

- 委員: 災害時要援護者名簿システムから災害時要援護者避難支援システムへの個人情報を 含むデータの移行方法について、説明をお願いいたします。移行データの持出がある 場合、具体的な持出方法やその管理方法について、説明してほしい。
- 実施機関: 住基系ネットワーク (SJ ネットワーク) 内での作業となるため、移行データ等の持ち出しはありません。また、データ移行については、住基系ネットワーク (SJ ネットワーク) 内での業者間においての CSV 形式データによる移行用データのやりとりとなるものと考えます。

なお、移行データ時に作成したデータについては、移行作業後、業者による削除確認と本市システム管理部署と本室による削除確認を行い、データ移行作業完了とします。

委 員: 移行後の災害時要援護者名簿システムの個人情報を含むデータの削除について、説明をお願いいたします。また、サーバーやハードディスクなどのハードウェアの撤去などを伴う場合は、それに応じた個人情報を含むデータの削除について、説明してほしい。

実施機関: 住基系ネットワーク (SJ ネットワーク) 内の仮想サーバーに保存されている現行シ ステムごと、個人情報を含むデータの削除を行うものです。

削除にあたっては、令和5年4月1日の本稼働から、一定期間保有の後(4か月程度)、システムの切り替えが正常に行えたことを確認の上、業者によるシステム及びシステム内データの削除確認の後に、本市システム管理部署と本室による削除確認を行い、削除完了とします。

委 員: 国等が主導して、転出入した対象者の情報を即時に反映できるようなシステム構築 はできないのか。

また、地域の支援組織と危機管理室との連携や災害対応時の運用について、具体的な内容を詰めてほしい。

実施機関: まず、システム開発については、国がクラウド型での提供などについて検討しているところであり、市でも研究しているところですが、運用に至っていないのが実情です。

次に、現在、市の災害対策本部のもとに、連合自治会単位の自主防災組織が小学校 区単位で運営を行う各地域の災害対策本部を設けてもらい、そこに様々な支援団体が 関わっていくという仕組みを考えています。ただ、地域によって取組みの進捗状況は 異なっているのが現状です。

委 員: 地図情報は、地図ソフトを導入するという理解でよいか。

実施機関: おっしゃるとおりです。要援護者の情報や、支援者の情報、避難所の情報などをレイヤーで情報管理し、必要な情報だけを表示できるようにしたいと考えています。

委 員: 個別避難計画の活用方法について説明してほしい。

実施機関: 避難支援者に提供し、避難の際に利用してもらい、避難後、避難所での生活においても利用してもらうことを想定しています。

委 員: 紙媒体で保管している個別避難計画が、災害時に焼失したりして利用できないと いったことがないように対策を検討してほしい。

実施機関: 支援者は一人というわけではなく、複数の人が関わり、個別避難計画をそれぞれが 保管することでリスク分散を図ることができます。ただし、必要以上に配るような内 容のものではないとも認識しています。また、要援護者名簿にも支援が必要な情報等 は記載しているので、個別避難計画がなくなってしまうと、即対応ができなくなるわ けではありません。

委員: 大阪府の職員から、個別避難計画に記載する支援者名は個人名ではなく、○○地域 防災委員会などの団体名を記載してもらっていいという話を聞いたが、こうした組織 対応が増えてくると、紙媒体での情報提供ではなく、データとして提供する方法に切り替えていく必要があると思うので、検討してほしい。

実施機関: 課題であると認識しており、引き続き検討していきます。

委 員: 生活保護受給の有無についても電子計算機処理の対象となるのか。

実施機関: おっしゃるとおりです。

委員: そうであるならば、条例第12条第3項に該当するのではないか。

実施機関: 災害対策基本法第49条の10の第2項第7号に基づくものと考えています。

委 員: 災害対策基本法の当該規定では「記載し、又は記録するものとする」とされている が、電子計算機処理までを認めていないのではないか。

委員: 条例の趣旨と解釈によると、第12条第2項にある「法令等の規定に基づくとき」 とは、法令若しくは条例の明文の規定により電子計算機に記録できる旨の定めがある 場合をいうとされており、実施機関の説明は整合しないと思う。

実施機関: 御指摘ありがとうございます。こちらの解釈に誤りがありました。諮問根拠を条例 第12条第1項のみとしていましたが、同条第3項を追加して、御審議をお願いした いと思います。なお、新システムではセンシティブ情報となる生活保護の受給状況を 電子計算機処理しようとしていますが、災害時の安否確認を行うために必要な情報で す。当該事務の目的を達成するために不可欠なものであり、かつ、本人の権利利益を 不当に侵害するおそれがあるものではないと認識しています。

委員: 諮問理由が加わるが、審議を続けることにする。

委 員: 個別避難計画の中には要援護者の病名なども記録されるのか。

実施機関: 要援護者自身がどこまでの情報の記録を希望されるかによるが、病名が記録される 可能性はあります。また、個別避難計画に記載された内容を網羅的にシステムに取り 込むのではなく、個別避難計画が作成された後、システムで管理する際にどういった 内容を取り込むかということになります。

委 員: 個別避難計画を実効性のあるものにしようすると、具体的な情報が必要となると思 うが、そうした情報の中には病名などのセンシティブ情報が含まれてくることに留意 するべきである。

実施機関: 個々に応じた実効性のある個別避難計画を策定するためには、具体的なセンシティブ情報が含まれてくることをしっかり認識したうえで、その取扱う内容について精査 したうえで対応していきたいと思います。

3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する。ただし、個人情報、特にセンシティブ情報の取扱いについては、取扱 う情報について具体的に特定し、必要不可欠なものに限定した運用を行うことを要望する。